

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、翌日が休日となる場合)

鳥取県告示第五百十六号
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第九条の規定に基づき、次のとおり休獵区を設定したから、**鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則**（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十四条の規定により告示する。

昭和四十二年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

城 存続期間及び面積

社休獵区
 八頭郡用瀬町安藏部落地内の安藏橋を基点とし、同基点から県道加茂用瀬線を西南方に進み、西ヶ谷併用林道に至り、同林道を西南方に進み、同林道の終点に至り、同終点から智頭町波多部落に通する山道を南方に進み、用瀬町と智頭町の境界に至り、同境界を東北方に進み、国道五十三号に至り、同国道を北西方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域

昭和四十二年八月十日から昭和四十五年八月九日まで
一、一八六ヘクタール

八頭郡河原町長瀬部落地内の雷橋を基点とし、同基点から町道谷一本線を西南方に進み、河原町大平部落に至り、同部落から河原町天神原部落に通する山道を南方に進み、千間井手に至り、同井手を西南方に進み、旧八上村と旧西郷村の境界に至り、同境界を北西方に進み大井手濠に至り、同井手を南方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域

昭和四十二年八月十日から昭和四十五年八月九日まで
七二〇ヘクタール

名 称	所 在 地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	採 点 数	用 表
加藤 医院	八頭郡用瀬町三八二内科、皮膚科、小兒科	外、科、整形外	加藤 達也	昭和四十二年七月二十六日	乙表点数表	採点用
だるま薬局	鳥取市東町三丁目一八五			昭和四十二年七月二十五日		

休獵区	休獵区瀬長
広留野	八頭郡若桜町諸鹿部落地内の来見野川本流と來見野川支流高畠谷川の合流点を基点と

昭和四十二年八月十日から昭和四十五年八月九日まで

休 獵 区 長 西 面	休 獵 区 獵 送	休 獵 区 冠 御	休 獵 区 張 尾
西伯郡西伯町落合部落地内の三本木橋を基点とし、同基点から県道米子石見新見線を南方に進み、途中谷林道を東南方向に進み、同林道の終点に至り、同終点から二舛部落に通する山道を	矢 休 獵 区	東伯郡赤崎町笠津部落地内の勝田川河口を基点とし、同基点から勝田川をさかのぼつて県道赤崎溝口線に至り、同県道を南西方に進み、東伯郡と西伯郡の郡境に至り、同郡境を北方に進み、日本海に至り、同海岸線を東方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域	東伯郡赤崎町笠津部落地内の勝田川河口を基点とし、同基点から勝田川をさかのぼつて県道赤崎溝口線に至り、同県道を南西方に進み、来見野川本流に至り、同本流を南方に進み、大鹿瀧を経て基点に至る線に囲まれた一円の地域
西伯郡西伯町落合部落地内の三本木橋を基点とし、同基点から県道米子石見新見線を南方に進み、西伯町信頼部落に至り、同部落から二舛部落に通する山道を	休 獵 区 獵 送	東伯郡泊村原部落地内の国道九号と県道倉吉青谷線の交差点を基点とし、国道九号を西方に進んで羽合町字野部落に至り、同部落から東郷町藤津部落に通する山道を南方に進み、倭文神社及び藤津部落を経て県道倉吉青谷線に至り、同県道を北東方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域	東伯郡泊村原部落地内の国道九号と県道倉吉青谷線の交差点を基点とし、国道九号を西方に進んで羽合町字野部落に至り、同部落から東郷町藤津部落に通する山道を南方に進み、倭文神社及び藤津部落を経て県道倉吉青谷線に至り、同県道を北東方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域
西伯郡西伯町落合部落地内の三本木橋を基点とし、同基点から県道米子石見新見線を南方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域	休 獵 区 獵 送	昭和四十二年八月十日から昭和四十五年八月九日まで	昭和四十二年八月十日から昭和四十五年八月九日まで
西伯郡西伯町落合部落地内の三本木橋を基点とし、同基点から県道米子石見新見線を南方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域	休 獵 区 獵 送	昭和四十二年八月十日から昭和四十五年八月九日まで	昭和四十二年八月十日から昭和四十五年八月九日まで

休 獵 区 井 原	休 獵 区 原 吉	休 獵 区 谷 屋 金
西伯郡大山町大山寺三の沢地内の文珠堂を基点とし、同基点から江府町大河原部落と江府町吉原部落との境界を東西に進み、大河原部落から吉原部落に通する山道に至り、同山道を西方に進み、県道大山江府線に至り、同県道を西方に進み、江府町と溝口町との境界に至り、同境界を北東方に進み、県道大山御机線に至り、同県道を東南方向に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域	西伯郡大山町大山寺三の沢地内の文珠堂を基点とし、同基点から江府町大河原部落と江府町吉原部落との境界を東西に進み、大河原部落から吉原部落に通する山道に至り、同山道を西方に進み、県道大山江府線に至り、同県道を西方に進み、江府町と溝口町との境界に至り、同境界を北東方に進み、県道大山御机線に至り、同県道を東南方向に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域	日野郡溝口町金屋谷字桜水原地内の県道赤崎溝口町線と西伯郡と日野郡との境界線の交差点を基点とし、同基点から県道赤崎溝口線を西方に進み、溝口町金屋谷部落を経て溝口町長山部落に至り、同部落から山すその部落を北西方に進み、大江、上野、細見部落を経由して、西伯郡と日野郡との境界線に至り、同境界線を東方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域
昭和四十二年八月十日から昭和四十五年八月九日まで	昭和四十二年八月十日から昭和四十五年八月九日まで	昭和四十二年八月十日から昭和四十五年八月九日まで
昭和四十二年八月十日から昭和四十五年八月九日まで	昭和四十二年八月十日から昭和四十五年八月九日まで	昭和四十二年八月十日から昭和四十五年八月九日まで

進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域

鳥取県告示第五百十七号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第一条ノ四第五項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第四十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十二年八月四日

鳥取県知事 石 破

二 朗

一日時 昭和四十二年八月二十五日 午後一時

二 場所 気高郡気高町浜村 気高町役場会議室

三 案件 日光池（仮称）鳥獣保護区の設定について

四 公聴会開催に関する問合せ先 鳥取県農林部造林課